

第1回植物防疫の在り方に関する検討会 議事概要

- 日時 : 令和3年3月26日(金) 13:00~15:00
- 場所 : ウェブ会議形式による開催(農林水産省第2特別会議室)
- 出席委員 : 有江委員(座長)、井村委員、鈴木委員、西野委員、花島委員、
早川委員、富士委員、松永委員、松村委員、村山委員、油木委員代理
(油木委員代理は小澤委員の代理出席、夏秋委員は欠席)
- 事務局 : 農林水産省 消費・安全局 神井審議官
植物防疫課 望月課長、古畑防疫対策室長、二階堂課長補佐
- 議題 : (1) 植物防疫をめぐる状況の変化と課題について
(2) その他

農林水産省消費・安全局神井審議官から冒頭挨拶の後、事務局より資料について説明。これに対する各委員からの発言要旨は以下のとおり。

(井村委員)

- ・ 現状、どのような病害虫が侵入してどのような被害をもたらしているのか、事実関係を整理すべき。
- ・ 病害虫防除において農薬を使用する際の生物多様性への影響についても考慮する必要。

(鈴木委員)

- ・ 病害虫防除所の体制や人員の育成の難しさ、予算の減少も踏まえて議論していく必要。

(西野委員)

- ・ 中小家族経営も多くあり、高齢でも多くの知見を持ちながら当事者意識もって防除していることや、生産現場では部会を作り、防除暦を活用して面的に営農活動を行っていることもある。このような現場の特性を念頭において検討していくことが重要。
- ・ 高齢の農業者も多い中で、速達性のある情報伝達媒体が使いこなせていない場合もあるため、情報を使いこなすためのリテラシーや現場実装への関与が必要。

- ・ 病害虫のまん延時にはスピード感を持った大規模な封じ込めが必要となるが、補償とセットで考えることが必要。

(早川委員)

- ・ 中古農業機械については、土の付着などによる病害虫の侵入・まん延リスクは農産物と比べものにならないほど高いと認識しており、これらを検疫対象とすることへの検討は是非するべき。
- ・ 「みどりの食料システム戦略」における農薬使用量の削減目標・有機農業の拡大目標、農産物・食品の輸出目標の達成等を念頭におくと、今後の植物防疫はこれまでの延長では対応できず、技術的にも政策的にも相当なブレークスルーが必要。

(富士委員)

- ・ 消費者視点での検討が必要。環境に負荷の少ない手段で生産した農産物の価値を消費者に伝えられなければ、結局は受け入れてもらえないという懸念がある。価値を伝えることが重要。

(松永委員)

- ・ 消費者は植物防疫の現状をほとんど知らないため、病害虫防除所などに必要な予算措置を行うためにも、消費者の理解醸成が必要。
- ・ 日本の植物防疫の体制の諸外国との比較などをデータにして示して欲しい。こうしたデータは消費者への理解醸成にも繋がるし、説得力のある議論にも繋がる。

(松村委員)

- ・ 病害虫防除所の体制は年々弱体化しており、発生予察の技術の継承が困難となる場合がある。この問題への対応としてAIやスマホを活用した発生予察の高度化を進めていることは承知しているが、現場の意見も検証する必要。

(村山委員)

- ・ 侵入警戒調査は重要だが、国や都道府県が全てを監視するのは大変であり、生産者の目の活用が大事。生産者が見慣れない病害虫を発見した場合に、スマホの写真を基にAIなどを活用して判定できるシステムなどの検討が必要。

- ・ ツマジロクサヨトウが本県(鹿児島県)で初確認された際、どのような対応を取れば良いか右往左往した。病虫害を防除の重要度等に応じてランク分けし、ランクに応じた対応マニュアルを整備するなど工夫が必要。

(油木委員代理)

- ・ 種子の輸入に関し、相手国でシステムズアプローチにより清浄な種子を生産していると認められる場合、輸入の際の検査を免除するなど柔軟な体制構築が必要。
- ・ 種子の輸出に関し、温暖化などの影響により輸出相手国からの要求事項が増加しており、検査対象となる種子の種類や検査対象の病害も増加している。一方で、検査に従事する植物防疫官の体制が十分ではない。民間の検査機関の活用など柔軟な体制構築が必要。

(以上)